

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

平成28年4月11日

北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の一部の効力を停止しました。

記

1 指定申請者 株式会社F-TO

2 代表者氏名 代表取締役 小椋 繁雄

3 対象事業所及び処分概要

(1) 徳力ワークセンター

ア サービス種類 就労継続支援A型

イ 所在地 北九州市小倉南区徳力四丁目19番27号

ウ 事業所番号 4017701204

エ 処分年月日 平成28年3月28日

オ 処分内容 指定の一部の効力停止（利用者の新規受入の停止6月）

カ 効力停止期間 平成28年4月1日～平成28年9月30日

キ 指定の一部の効力停止理由

(ア) 訓練等給付費の不正請求

平成26年2月から同年10月まで及び平成26年12月から平成27年11月までのサービス提供について、訓練等給付費（以下「給付費」という。）の請求に関し、利用者の送迎を実施していないにもかかわらず、不正に送迎加算（利用者38人分、送迎8,081回分、金額2,122,799円）の請求を行った。 [法第50条第1項第5号に該当]

(イ) 監査時における虚偽の答弁

平成28年1月7日に行った法第48条第1項による質問に対して、代表取締役及び当該事業所の管理者が、実際には送迎を行っていない利用者についても送迎を行ったとする説明を行い、不正な給付費の請求も行っていない旨の虚偽の答弁をした。

[法第50条第1項第7号に該当]

(2) 重住ワークセンター

- ア サービス種類 就労継続支援A型
イ 所在地 北九州市小倉南区重住二丁目4番21号
ウ 事業所番号 4017701303
エ 処分年月日 平成28年3月28日
オ 処分内容 指定の一部の効力停止（利用者の新規受入の停止6月）
カ 効力停止期間 平成28年4月1日～平成28年9月30日
キ 指定の一部の効力停止理由

(ア) 訓練等給付費の不正請求

平成27年2月及び平成27年5月から同年11月までのサービス提供について、訓練等給付費（以下「給付費」という。）の請求に関し、利用者の送迎を実施していないにもかかわらず、不正に送迎加算（利用者24人分、送迎2,706回分、金額703,925円）の請求を行った。 [法第50条第1項第5号に該当]

(イ) 監査時における虚偽の報告

法第48条第1項により報告又は帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられ、平成28年1月7日に提出した書類について、実際には送迎をしていない利用者も送迎対象者とする内容で提出し、虚偽の報告をした。 [法第50条第1項第6号に該当]

(ウ) 監査時における虚偽の答弁

平成28年1月7日に行った法第48条第1項による質問に対して、代表取締役並びに当該事業所の管理者及び従業員が、同年1月5日に提出した書類（送迎表）について、実際には送迎を行っていない利用者についても送迎を行ったとする説明を行い、不正な給付費の請求も行っていない旨の虚偽の答弁をした。 [法第50条第1項第7号に該当]